

太陽 Grant Thornton Advisory Insights

M&A 税務

今回のテーマ： 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

はじめに

2023年12月14日に公表された2024年度（令和6年度）税制改正大綱において、成長意欲のある中堅・中小企業が複数の中小企業を子会社化しグループ一体となって成長していくことを後押しするため、「中小企業事業再編投資損失準備金制度」を拡充する措置を講じることが明記されました。

現行制度の延長と新制度の設置

項目	現行制度（中小企業*1）	新制度（中堅企業*2 及び中小企業）
適用期間	2024年（令和6年）3月31日まで → 2027年（令和9年）3月31日まで3年 延長	改正が予定される産業競争力強化法改正 施行日から 2027年（令和9年）3月31日 まで
制度の概要 （損金算入）	株式等の取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てた場合、積立額を損金算入。	株式等の取得価額に次の割合を乗じた金額以下の準備金を積み立てた場合、積立額を損金算入。 ① 最初に取得をした株式等：90% ② ①以外の株式等：100%
制度の概要 （益金算入）	準備金は、一定の場合のほか、積立事業年度終了日の翌日から5年を経過した事業年度から5年間で残高の均等額を取り崩して益金算入。	準備金は、一定の場合のほか、積立事業年度終了日の翌日から10年を経過した事業年度から5年間で残高の均等額を取り崩して益金算入。
適用除外	取得価額10億円超	取得価額100億円超、取得価額1億円未満、一定の表明保証保険契約を締結している場合
その他要件	経営力向上計画の認定など	特別事業再編計画（仮称）の認定など

注：現行制度と新制度とが併存することとなります。

以下、経済産業省「令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について」P8より
(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf, 2024年1月18日取得)

*1：中小企業者等（資本金1億円以下の法人等）

*2：従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）。ただし資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針（従業員や取引先等の様々なステークホルダーとの関係構築の方針として、賃金引上げ、教育訓練等の実施、取引先との適切な関係の構築、等の方針を記載したもの）の公表及びその旨の届出が必要。

新制度の概要

1. 準備金の積み立て：損金算入

青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法改正施行日から2027年（令和9年）3月31日までの間に、同法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）であるものが、その計画に従って他の法人の株式又は出資の取得（購入による取得に限る）をし、かつこれをその取得日事業年度終了日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が100億円を超える

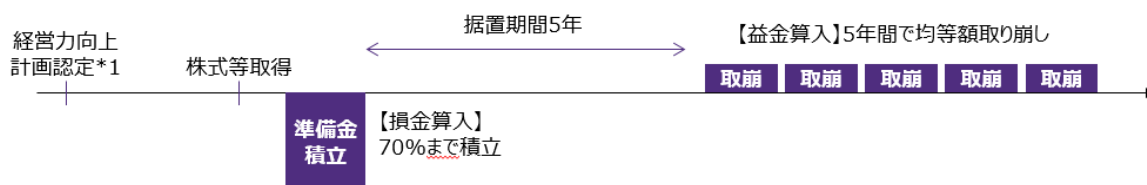
金額又は1億円に満たない金額である場合及び一定の表明保証保険契約を締結している場合を除く)において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に、次の株式等の区分に応じたそれぞれの割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額をその事業年度において損金の額に算入します。

- イ. その計画に従って最初に取得をした株式等 (新制度下における最初の取得株式等) : 90%
- ロ. 上記イ. に掲げるもの以外の株式等 (新制度下における2回目以降の取得株式等) : 100%

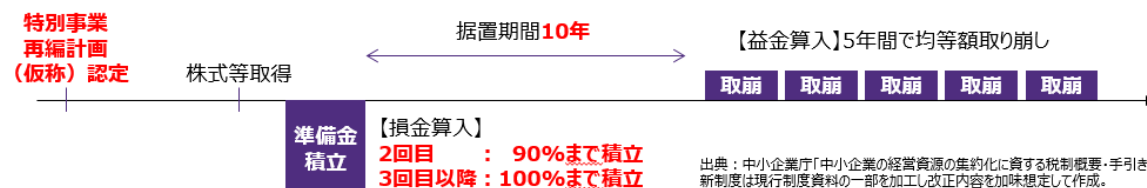
2. 準備期の取り崩し：益金算入

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積立事業年度終了日の翌日から10年経過日を含む事業年度から5年間でその準備金残高の均等額を取り崩して、益金の額に算入します。

【M&A1回目】現行制度 (対象：中小企業)



【M&A2回目以降】新制度 (対象：中堅企業及び中小企業) *2,3



出典：中小企業庁「中小企業の経営資源の集約化に資する税制概要・手引き」より。新制度は現行制度資料の一部を加工し改正内容を加味想定して作成。

以下、経済産業省「令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について」P17より (https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf, 2024年1月18日取得)

- *1：認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- *2：産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件(新制度は過去5年以内にM&Aの実績が必要)
- *3：中堅企業は2回目以降のM&Aから適用可能

留意点

今回の税制改正により現行制度の延長と新制度の設置が行われることとなり、中小企業事業再編投資損失準備金制度は、現行制度と新制度が併存することになると考えられます。

現行制度は中小企業のみが対象ですが、新制度は、経済産業省作成の資料「令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について」によると従業員2,000人以下の一定の企業を「中堅企業」と定義して中小企業だけでなくその中堅企業も適用可能な記載となっています。

ただし、同資料によると新制度は、過去5年内のM&Aの実績が要件とされることや中堅企業は2回目以降のM&Aから適用といった要件も設けられ、また、中小企業が1回目に行うM&Aについては現行制度が適用される記載となっていますので、複数回のM&A実施時の現行制度と新制度との適用順序や詳細要件等について今後の公表に留意が必要です。

おわりに

中小企業事業再編投資損失準備金制度は、改正により設置される新制度は据置期間が10年、また中堅企業も適用を受けることができ、現行制度と比較して益金として課税所得へ足し戻す開始時期が遅く適用対象者の範囲も広いため、制度利用のインセンティブは増加すると考えられます。ただし、あくまでも課税の繰り延べである点は現行制度と新制度ともに変わりはありません。

なお、新制度における産業競争力強化法に基づく認定に必要な手続き等詳細な要件はまだ明らかになっていません。

現行制度においては「経営力向上計画」の申請及び認定が必要となっており、同計画の申請時と株式等取得後の報告時に「事業承継等事前調査チェックシート」の作成が必要となっています（中小企業庁「事業承継等事前調査チェックシート」https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.chusho.meti.go.jp%2Fkeiei%2Fkyoka%2Fninteisinseisyo%2F09_check.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK, 2024年1月18日取得)。当チェックシートは、法務・財務・税務デューデリジェンスにおける一般的な項目のうち、申請時にはその実施予定、報告時にはその実施実績について○×記載し提出することとなっています。

新制度の適用を受ける際に現行制度と類似の申請・報告手続きが必要となる場合には、適用を受けるための基本要件の確認のみならず、同チェックシートの様な書類作成に必要なデューデリジェンスが実施されるかどうかの確認・申請手続きスケジュールを加味したM&Aディール全体のスケジュールの確認などに留意する必要があると考えられます。